

仙北市手数料条例の一部を改正する条例の概要について

1 改正理由

令和元年5月31日に「戸籍法の一部を改正する法律」が公布され、市民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るために全国市区町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報連携システムを構築し、5年以内に施行することとされました。

このことを受け、令和6年3月1日に「戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)」の附則第1条第5号に掲げる規定が施行され、新たに次の証明発行事務を取り扱うことが可能になります。

この戸籍法一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて仙北市手数料条例の一部を改正し、新たな手数料等を定める等、所要の改正を行うものです。

2 改正概要

別表中、戸籍に関する次の事項について改正を行います。

- (1) 本籍地が仙北市以外の市区町村の方の戸籍又は除籍に記録された事項を証明する「戸籍証明書」及び「除籍証明書」を広域交付することが可能となることから、表記を追加します。

手数料は戸籍謄本等の交付手数料と同額とし、1通につき戸籍は450円、除籍は750円とします。

- (2) 他の行政機関への手続の際に戸籍謄本等添付を省略し、戸籍及び除籍電子証明書の提供を受けるための識別符号の発行が可能となることから、新たに手数料を追加します。

「戸籍電子証明書提供用識別符号」は1件につき400円

「除籍電子証明書提供用識別符号」は1件につき700円

とします。

ただし、マイナポータルを利用する場合及び戸籍証明書等と同時に取得する場合は無料とします。

(3) 戸籍の届書の画像を電子化し、「届書等情報」として作成することが可能となることから表記を追加します。

手数料は届書その他の書類の記載事項証明等の交付及び閲覧と同額とし、交付は1通につき350円、閲覧は1件につき350円とします。

《手数料の改定内容》

| 手数料を徴収する事務 | 現行金額(円) | 改定後金額(円) |
|---|---------|----------|
| 戸籍の謄抄本又は戸籍の全部若しくは一部の事項証明又は戸籍証明書の交付 (本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務の追加) | 450 | 改定なし |
| 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 (総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により請求・発行を行う場合及び同一事項の戸籍の謄抄本又は戸籍の全部若しくは一部の事項証明又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない) | (新規追加) | 400 |
| 除籍の謄抄本又は除籍の全部若しくは一部の事項証明又は除籍証明書の交付 (本籍地以外での除籍謄本等の交付事務の追加) | 750 | 改定なし |
| 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 (総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により請求・発行を行う場合及び同一事項の除籍の謄抄本又は除籍の全部若しくは一部の事項証明又は除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない) | (新規追加) | 700 |
| 届出・申請の受理の証明書交付等 (電子化された届書等情報の内容の証明書の交付事務の追加) | 350 | 改定なし |
| 届書その他の書類を閲覧に供する事務 (電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務の追加) | 350 | 改定なし |

3 施行期日

令和6年3月1日